

町田市情報公開・個人情報保護審査会

2021年度第6号事件

(審査請求人 ○○ ○○)

2023年4月25日

答 申

町田市教育委員会

教育長 坂 本 修 一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 野 村 武 司

2021年11月30日付け21町教学学第366号(2021年度第6号事件) でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2021年8月12日付けで処分庁町田市教育委員会教育長(以下「処分庁」という)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2021年8月26日付け21町教学学第198号の2をもって行った個人情報部分開示決定処分、同第198号の3をもって行った個人情報不存在決定処分及び同第198号の4をもって行った個人情報存否応答拒否処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年8月26日付け21町教学学第198号の2をもって行った個人情報部分開示決定処分、同第198号の3をもって行った個人情報不存在決定処分及び同第198号の4をもって行った個人情報存否応答拒否処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例（以下「本件条例」という）第20条第2項の規定により、2021年8月12日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「どこの学校に通っているか、学校へ通えているのか、何かあったときに父親への連絡をしてもらえるようになるのか、及び子の住所」を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、次の処分を行った。
 - (1)「学校へ通えているのか」という請求に対し、本件条例第21条第1項第7号に該当するとして、個人情報部分開示決定処分を行った。
 - (2)「何かあったときに父親への連絡をしてもらえるようになるのか」という請求に対し、このことに関する情報を記録した文書が存在しないことを理由として、個人情報不存在決定処分を行った。
 - (3)「どこの学校に通っているか、子の住所」という請求に対し、本件条例第24条の2第1項に該当するとして、個人情報存否応答拒否処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市教育委員会教育長（以下「審査庁」という）に対して、本件処分を不服として2021年8月31日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2021年9月28日付け21町教学学第230号の3「弁明書」により弁明した。
- 5 審査請求人は、2021年10月27日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2021年11月30日付け21町教学学第366号「個人情報開示決定処分に係る審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2022年7月15日 審議
 - 2022年8月26日 処分庁への事情聴取
 - 2022年10月14日 審査請求人による口頭意見陳述
 - 2023年2月28日 審議
 - 2023年3月29日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張した。

- (1) 転入学の日付、学校名等も虐待の可能性と言われたが事実関係も確認内容も書かれていないので、納得もできず、理由も説明（記入）しない場合は開示すべきである。
- (2) 町田市では、子供を連れ去っていった片親が、子供を虐待していた場合はどうするのか。けがをしたり、病院へ通院、入院したときに、まだ親権のある親への連絡がないのはおかしい話である。
- (3) 私は何の支援措置もかけられていないことを、住民票をとるときにも確認した。さらには、子供を死にいたらすことなどもしていない。教育上の範囲で子供と接してきた。親権もあり、接近禁止命令も出されていない。
- (4) もし、子供を連れ去った方の親が虐待、もしくは、その親の関係者が子供を虐待した場合どうなるのか。今まで虐待で命を落とした子供は、元の親が良かったと、ほとんどが言っている。SOSにつながる連絡があれば、助けられる。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

(1) 個人情報部分開示決定処分について

本件は、未成年者である開示請求者（以下、「子」という。）の法定代理人である父が請求人である。しかし、子は請求人に、現在の居所や通学している学校を知らせておらず、市では子や請求人が関係する児童虐待として相談を受けた経過がある。

「学校へ通えているのか」という請求に対し、対象文書として特定した「学齢簿」は、子の学籍の異動に関する記録を記載しており、子が在籍する学校及びその期間等がわかるものである。非開示とした部分は、最新の異動に関する記録であり、これらの情報を開示すると、子の利益に反すると認められるため、本件条例第21条第1項第7号を理由として非開示としたことは妥当である。

(2) 個人情報不存決定処分について

実施機関である町田市教育委員会では、何かあった時に父親と連絡を

とるかどうかについて、これまで直接子等から相談を受けたり話し合ったりした事実はなく、したがってそのことを記録した文書もない。したがって「何かあったときに父親への連絡をしてもらえるようになるのか」という請求に対し、不存在決定処分としたことは妥当である。

(3) 個人情報存否応答拒否処分について

本件は、未成年である子の法定代理人である父が請求人である。しかし、子は請求人に、現在の居所や通学している学校を知らせておらず、市では子や請求人が関係する児童虐待として相談を受けた経過がある。「どこの学校に通っているか、子の住所」という請求に対し、どのような文書が存在するかを答えるだけで、子の居所や現在通っている学校を推測できる可能性があり、結果として子の生命、身体又は名誉が侵害される恐れがあることから、本件条例第24条の2第1項に基づき個人情報存否応答拒否処分をしたことは妥当である。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

(1) 個人情報部分開示決定処分について

学齢簿に関するものについて、処分理由は、「本人の利益に反すると認められたため」とあるが、転学や転入の時期までも黒塗である。これは子供の権利として適正な修学に対する期間確認を意味するため親権のある保護者として知り得る権利だと考えており、過剰な情報保護である。

(2) 個人情報不存在決定処分について

何かあった時に父親との連絡を取るかどうかについては、担当者と複数回お話をした。

(3) 個人情報存否応答拒否処分について

「どのような文章が存在するかを答えるだけで、本人の居所や現在通っている学校を推測できる可能性…」とのことであるが、そもそも片方からの聴取のみで調べることなく虐待としての相談とする時点で問題がある。審査請求人は、親権もあり、接近禁止命令も出ておらず、支援措置もかけられていないことを確認している。

もし、子どもを連れ去った側の親が虐待、もしくはその親の関係者が子どもを虐待した場合はどうなるのか。世間でもそう言ったケースで命

を落とす子どもが多い。その子供たちは、元の親が良かったと言っていたという事実がある。SOSにつながる連絡、監視があれば助けられる。

第5 審査会の判断

1 対象文書と原処分

本件請求文書は、子について①「どこの学校に通っているのか」、②「学校に通えているのか」、③「何かあったときに、父親への連絡してもらえるようになるのか」、④「子の住所」に関する記録である。

実施機関は、②に対して学齢簿を特定し、学齢簿のうち、在籍学校名、学校名欄5行目、入学・転退学欄4行目、就学状況欄2行目を開示しないとする部分開示決定、③については不存在決定、①及び④については存否応答拒否決定を行った。

2 学齢簿の部分開示決定

(1) 本件条例第21条第1項第7号該当性

未成年者の法定代理人は、本人に代わって実施機関が保有している自己に関する保有個人情報の開示を請求することができるとされるが（本件条例第20条第2項）、法定代理人が保有個人情報の開示の請求をした場合において、当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反するものと認められる場合には、開示の請求に応じないことができる（本件条例第21条柱書及び第1項7号）。

請求者は子を本人とし、子の法定代理人親権者として上記②の文書の請求を行った。しかし、実施機関は、本人は請求人に、現在の居所や通学している学校を知らせておらず、本人や請求人が関係する児童虐待として相談を受けた経過がある。もし非開示部分を請求人に開示すると、子が知らせていない情報を請求人に対して知らせることとなり、子の利益に反すると認められることからを理由として、部分開示を行った。

これに対して、請求者は、子の親権者であること、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置がなされていないこと、請求者に対して接近禁止命令が出されていないこと、町田市教育委員会が請求者に対して調査を行っていないことから、請求者に対して非開示部分を開示することが子の利益に反するとは認められないと述べる。

確かに、親権者であれば、法定代理人として子に代わって開示請求をすることができる。しかし、親権者による請求であっても、親権者であることをもって、常に親権者の利益と子の利益が合致するということとはできず、子の保有個人情報の開示をすることが子の利益に反すると認められるものについては、開示をしないことができると定められているのは前述のとおりである。

実施機関の対応過程において、請求人に対する調査が行われていないことや、住民基本台帳事務に係るDV等支援措置や接近禁止命令がなされていないことによって左右されるものではない。

なお、請求者は、転学や転入の時期が黒塗されていたことについて、親権のある保護者として知りうる権利があるとも述べるが、転学や転入の時期を開示することによって、間接的に転入先の学校の特定につながることもありうることから、実施機関が入学・転入学欄及び卒業・転退学欄を部分開示としたことには合理性が認められる。

したがって、本件条例第21条第1項第7号に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 不存在決定

請求人は、請求する文書を「何かあったときに、父親への連絡してもらえるようになるのか」と特定した趣旨について、反論書において「今回の件について、学校教育部の〇〇係長殿と複数回お話をした、その回答をいただきたい旨を意味する。回答について再検討を願いたい。」と述べており、文書の存在を前提として文書の開示を請求しているわけではなく、文書の作成を求めている。また、実施機関が文書を作成したことを伺わせる事情もなく、実施機関の処分は妥当である。

4 存否応答拒否決定

(1) 子の学校及び住所について

請求者が求める「どこの学校に通っているのか」及び「子の住所」は、保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という）に当たる。

(2) 本件存否応答拒否の妥当性について

実施機関が虐待等の相談を受け、本人に対する支援を行っており、実施機関が本件対象保有個人情報を請求人に開示することが本人の利益に反するとしたことには合理性が認められることは、前記のとおりである。

また、実施機関における本件対象保有個人情報に関する文書の存否を回答した場合、子の学校及び住所が町田市内外のいずれにあるかを推測させるものとなり、子に対する虐待等の相談が行われていた経緯を踏まえれば、子の保護利益が侵害されると認められることから、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる（本件条例第24の2条第1項）。

したがって、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を不開示とした実施機関の処分は妥当である。

5 結論

以上のとおりであるから、実施機関がした学齢簿に対し学校名等を非開示とする部分開示決定及び父への連絡に関する情報に対する不存在決定、子の学校及び住所に関する情報に対する存否応答拒否決定はいずれも妥当である。